

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成し、7月及び9月発行分を自治会・町内会の掲示板に掲示していただきました。

つきましては、2月発行分の月次相談レポートの掲示を、再度、可能な範囲でお願いしたいと考えております。地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート（2月号）」A4判1ページ

3 スケジュール

- ・平成29年2月中旬から下旬 区連会にてご説明
- ・平成29年2月下旬 合同メールにて掲示物を送付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課 鈴木（勇）

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

引越しのトラブルにご注意！

料金や荷物の紛失、室内の破損などのトラブルが後を絶ちません。事前に契約内容をよく確認するなど、慎重に！

- 見積りの際、『車を家に横付けできない』と言っておいたのに、高額な追加料金を請求された。
- 荷物が紛失していたので、翌日に連絡したら、「こちらに荷物は無い。サインしているので補償できない」と断られた。

複数社から見積りを取り、比較検討しましょう！
終了後、双方で荷物の個数や室内をチェック！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索